

大阪市規則第52号

在宅勤務等手当支給規則

(趣旨)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）第12条の3の規定による在宅勤務等手当の支給については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(在宅勤務等の場所)

第2条 条例第12条の3第1項の市規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及び配偶者の父母の住所又は居所
- (2) 職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として総務局長が定める関係にある者並びにその者の子及び父母の住所又は居所
- (3) 前2号に掲げる場所に準ずる場所として総務局長が定めるもの

(所定の勤務時間から除かれる時間)

第3条 条例第12条の3第1項の市規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- (1) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年大阪市条例第43号）第6条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）
- (2) 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき任命権者の承認があった時間

(1箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間)

第4条 条例第12条の3第1項の市規則で定める期間は、3箇月とする。

(確認)

第5条 総務局長（教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。）の職員にあつては、教育長。次項において同じ。）は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、条例第12条の3第1項に規定する勤務（以下「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 総務局長は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

(在宅勤務等手当の不支給)

第6条 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により勤務に服することができないときは、その勤務に服さない期間在宅勤務等手当は支給しない。

(支給方法)

第7条 職員が新たに条例第12条の3第1項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する市規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

2 月の中途において前条に該当する事実が発生し、又は消滅した場合におけるその月の在宅勤務等手当の支給額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

3 前項の規定は、月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第5項又は大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）第29条第4項後段の規定が適用されることとなった場合又は適用されなくなった場合におけるその月の在宅勤務等手当の支給額の計算について準用する。

(支給日)

第8条 在宅勤務等手当は、特別の事情のない限り、その月分を当月の給料の支給日に支給する。

(施行の細目)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）第5条の3の規定により支給される在宅勤務等手当については、この規則の適用を受ける職員の例による。